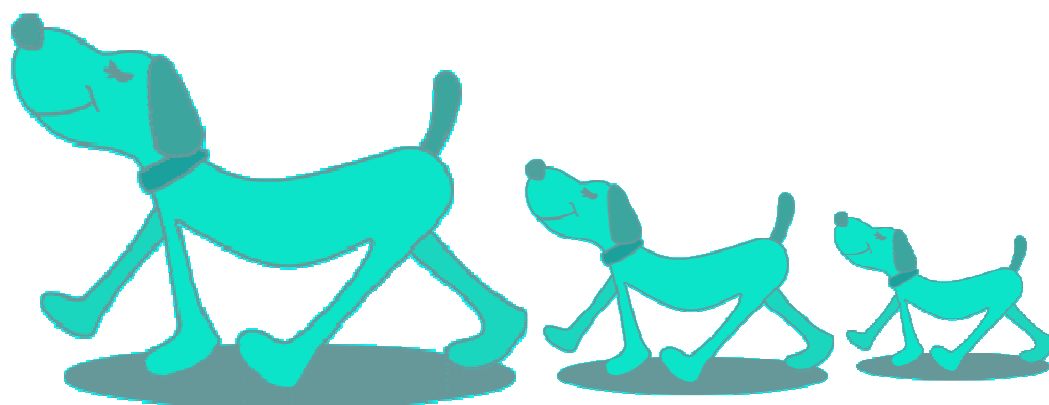


広島県動物愛護管理推進計画



平成26年3月

広島県

広島県動物愛護管理推進計画

目次

はじめに

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 性格	
3 期間	
第2 計画の基本方針	2
1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現	
2 連携・協働による施策の推進	3
(1) 地域住民の役割	
(2) 飼い主の役割	
(3) 動物取扱業者の役割	4
(4) 獣医師会, 関係団体等・ボランティアの役割	
(5) 動物愛護推進員の役割	
(6) 研究機関の役割	5
(7) 市町の役割	
(8) 県の役割	
3 広島県動物愛護管理推進計画概要	6
4 関係者に期待される役割	7
5 動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係	8
第3 現状・課題・目標	9
1 現状と課題	
・犬の飼養数の増加	
・犬の狂犬病予防注射接種率の低下	10
・犬による咬傷事故の発生状況	11
・動物に関する苦情等	12
・返還・譲渡・致死処分の状況	13
・野良犬・野良猫問題	14
2 目標	15

第4 課題への具体的取組	・・・・・・・・・・	16
施策-1 普及啓発		
(1) 動物愛護週間行事の充実		
(2) 動物愛護教育の充実		
(3) 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	・・・・・・・・・・	18
施策-2 適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）	・・・・・・・・・・	19
(1) 犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫）		
(2) 犬及び猫の引取り数の削減（野良犬・野良猫）	・・・・・・・・・・	20
(3) 元の所有者等への返還	・・・・・・・・・・	21
(4) 収容された犬及び猫の譲渡の推進		
(5) 動物の遺棄・虐待の防止	・・・・・・・・・・	22
(6) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進		
施策-3 動物による危害・迷惑防止	・・・・・・・・・・	23
(1) 地域ルール遵守の指導・啓発		
(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底		
(3) 狂犬病対応マニュアルの活用	・・・・・・・・・・	24
(4) 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守		
(5) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底		
(6) 人と動物の共通感染症の防止		
施策-4 所有者明示（個体識別）措置の推進	・・・・・・・・・・	25
(1) 飼い主義務の周知徹底		
(2) 識別器具の整備		
施策-5 動物取扱業者の適正化	・・・・・・・・・・	26
(1) 事業者評価に基づく重点的監視の実施		
(2) 新たな業態の監視指導の実施		
(3) 犬猫等販売業者の監視指導の徹底		
(4) 特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底		
(5) 飼い主の責務に関する説明の徹底	・・・・・・・・・・	27
(6) 動物取扱責任者研修の充実		
施策-6 実験動物の適正な取扱いの推進	・・・・・・・・・・	28
・ 実験動物取扱施設への普及啓発		
施策-7 産業動物の適正な取扱いの推進	・・・・・・・・・・	29
・ 畜産業者等への指導		
施策-8 災害時対策	・・・・・・・・・・	30
(1) 県及び市町の防災計画への参画		
(2) 災害時対策を適切に行うための体制の整備		
(3) 動物取扱業者の災害時対策の徹底		
(4) 特定動物の災害時対策の徹底		

(5) 災害時対策のネットワークの構築		
施策-9 人材育成	31
(1) 行政担当者の知識・技術の取得の支援		
(2) 動物愛護推進員の育成		
(3) 専門知識を持つ者の育成		
(4) 専門知識及び技能等を持つ人材の活用		
施策-10 調査研究の推進	32
(1) 調査研究の実施		
(2) 研究目録の作成		
第5 計画の推進	33
1 計画の周知		
2 計画の実施体制の整備		
(1) 動物愛護（管理）センターの対応能力の向上		
(2) 調査研究の実施		
3 市町との連携推進		
4 関係団体との連携推進	34
5 達成状況の点検と計画の見直し		
参考資料	35
具体的取組一覧	36

はじめに

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

少子高齢化，核家族化が進行する中で，ペットショップ等の動物取扱業の増加や多種多数の動物の飼養などに見られるように，県民の動物飼養への志向は高まっています。動物は，単なる愛玩の対象から，「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」となり，飼い主と動物は深い関わりを持つようになってきました。

その反面，動物飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待，飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為，地域における猫の管理をめぐる意見の相違，ペットショップでの不適切な管理など，動物愛護管理に関して，多くの課題が山積していることも事実です。

国は，平成17年6月，動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）を改正し，国の定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理基本指針」という。）に基づき，都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けました。

県としましては，計画の策定にあたって，本県の実情を踏まえるとともに，多様な意見，情報及び専門的知識を取り入れるため，関係自治体や獣医師会，動物愛護団体等の関係団体，動物取扱業者，学識経験者，試験研究機関，そして地域住民の代表からなる動物愛護管理推進協議会を設置し，本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として，平成20年3月，広島県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

平成24年9月，国は動物愛護管理法を改正し，これに伴い平成25年8月には動物愛護管理基本指針を改正しました。これを受け，県におきましても今回，本計画の見直しを行い，改正された法や指針の考え方を盛り込みました。

本計画は，本県の現状を認識し，将来のあるべき姿を設定することにより，課題を把握し，その対策を数値目標等も定めた上で策定したものであります。

今後は，家族の一員としての動物の存在意義が高まるとともに，動物が地域社会に深い関わりを持つことが予測される中で，動物が地域社会において受け入れられるよう，より実効ある施策を展開していく道筋を表したものです。

ついでには，本計画を着実に実施していくことにより，人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

平成26年3月
広島県

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

広島県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）は、少子高齢化，核家族化が進行する中での，動物飼養への志向の高まりなど，今日の動物を巡る状況を踏まえ，人と動物との調和のとれた共生社会実現に向け，動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 性格

本計画は，動物の愛護及び管理に関する法律（以下，「動物愛護管理法」という。）第6条に基づく計画です。

また，地域住民，飼い主，獣医師会，動物愛護団体等の関係団体・ボランティア，動物愛護推進員，研究機関，市町，県など，動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針としての性格を持つものです。

3 期間

本計画の期間は，平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

第2 計画の基本方針

1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

人と動物が共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することに併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないようにする必要があります。

現在、少子高齢化、核家族化が進行していく中で、家族の一員、家庭のパートナーとして動物を飼養する人が増加しており、地域の人々も動物を巡る種々な問題に関わらざるを得ない状況も起きています。

今回、広島県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）として、人と動物を取り巻く諸課題を次の3つに大別しました。

- 動物の適正飼養に関すること
- 動物の愛護に関すること
- 危機管理の対応に関すること

さらに、この課題を主体的に取り組む対象者を次のとおり8つに分類しました。

- 地域住民
- 飼い主
- 動物取扱業者
- 獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア
- 動物愛護推進員
- 研究機関
- 市町
- 県

そして、それぞれの立場で連携・協働し施策を推進していくことにより、各地域においてより良いコミュニケーションを図り、人と動物との調和のとれた共生社会を実現しようとするものです。

2 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、飼い主の飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い主のいない猫を巡る意見の相違によるトラブルなど地域に密着したものから、犬の保護・犬及び猫の収容、動物取扱業の監視、特定動物の飼養保管許可等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、地域住民、飼い主、動物取扱事業者、動物愛護団体等の関係団体、市町、県など多くの主体が関わっています。

真に人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、その考え方を、従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いたものから地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、改めて各主体の連携・協働による取組を推進していくが必要になっています。

(1) 地域住民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会は、県民一人ひとりの自覚的な行動なしには実現しません。

そのため、県民には、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提として、地域コミュニティの中で動物を愛護すべきと考える人と動物に対して必ずしも好意を持たない人との相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容と調和による関係を築いていく努力が求められます。

(2) 飼い主の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。

そのためには、飼養開始前の段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについても、十分理解して対応しておく必要があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

(3) 動物取扱業者の役割

動物販売業等の動物取扱業者は、県民に健康な動物を提供するとともに、購入者に飼い主責務の浸透を図るなどして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現の一翼を担う社会的な役割を負っています。

このため、動物愛護管理法では動物取扱業者に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等について、確実に実施することを求めています。

(4) 獣医師会、関係団体等・ボランティアの役割

ボランティアや関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体や県獣医師会は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市町のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

(5) 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動を行う者で、動物愛護に熱意と識見を有する県民の中から知事が委嘱できるとされています。

動物愛護推進員には地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

なお、動物愛護推進員は、法令により次の活動を行うこととされています。

- 犬及び猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民への普及啓発
- 住民の求めに応じた、犬及び猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- 犬及び猫等の譲渡のあっせん、その他の支援
- 行政の動物愛護管理施策への協力
- 飼い主に対する犬及び猫等の飼養に関する助言

(6) 研究機関の役割

研究機関の役割としては、人と動物の共通感染症に関して幅広く過去の調査研究のとりまとめを行うと同時に、今後の調査研究を通じ本計画に対して助言を与える役割が期待されています。

(7) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。そのため、そうした課題解決には、地域の実情に応じたきめ細かな主体的取組が不可欠となります。

なかでも市町には、地域における動物愛護管理の担い手の活動を支援するとともに、動物の愛護と適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。

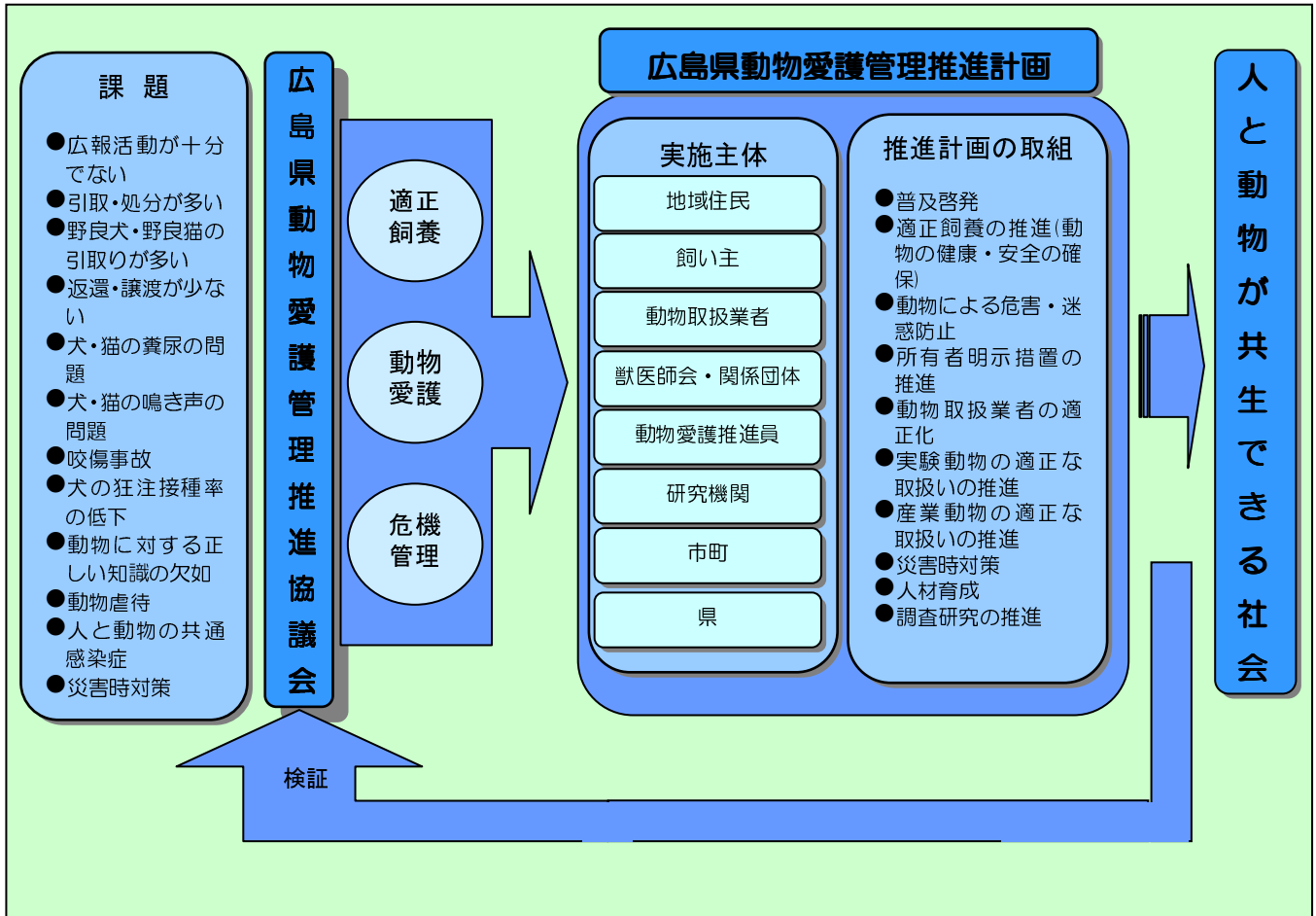
また、震災等の災害発生時には、市町が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行して避難してくることが想定されることから、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設け、必要に応じた設備や物資の備蓄等を行うなどの役割が期待されています。

(8) 県の役割

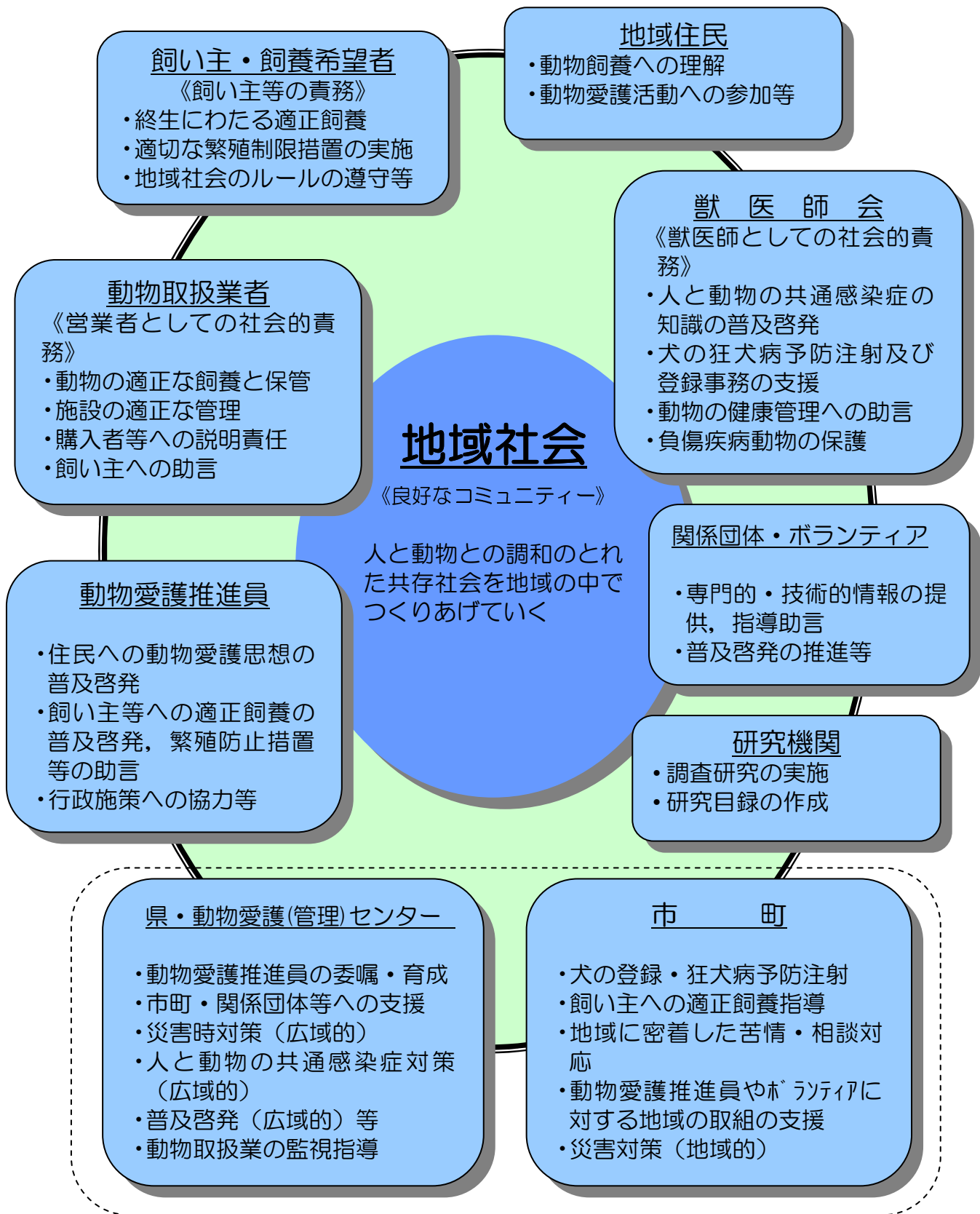
県は、動物愛護管理行政の実施主体として、動物取扱業の登録と監視指導、犬の保護・犬及び猫の収容と返還・譲渡、人と動物の共通感染症対策、災害時の動物救援等、広域的かつ専門的で主要な役割を果たしています。

また、市町の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が、県内全域で実施されるように支援し、本計画全体の着実な進行を図るコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

広島県動物愛護管理推進計画概要

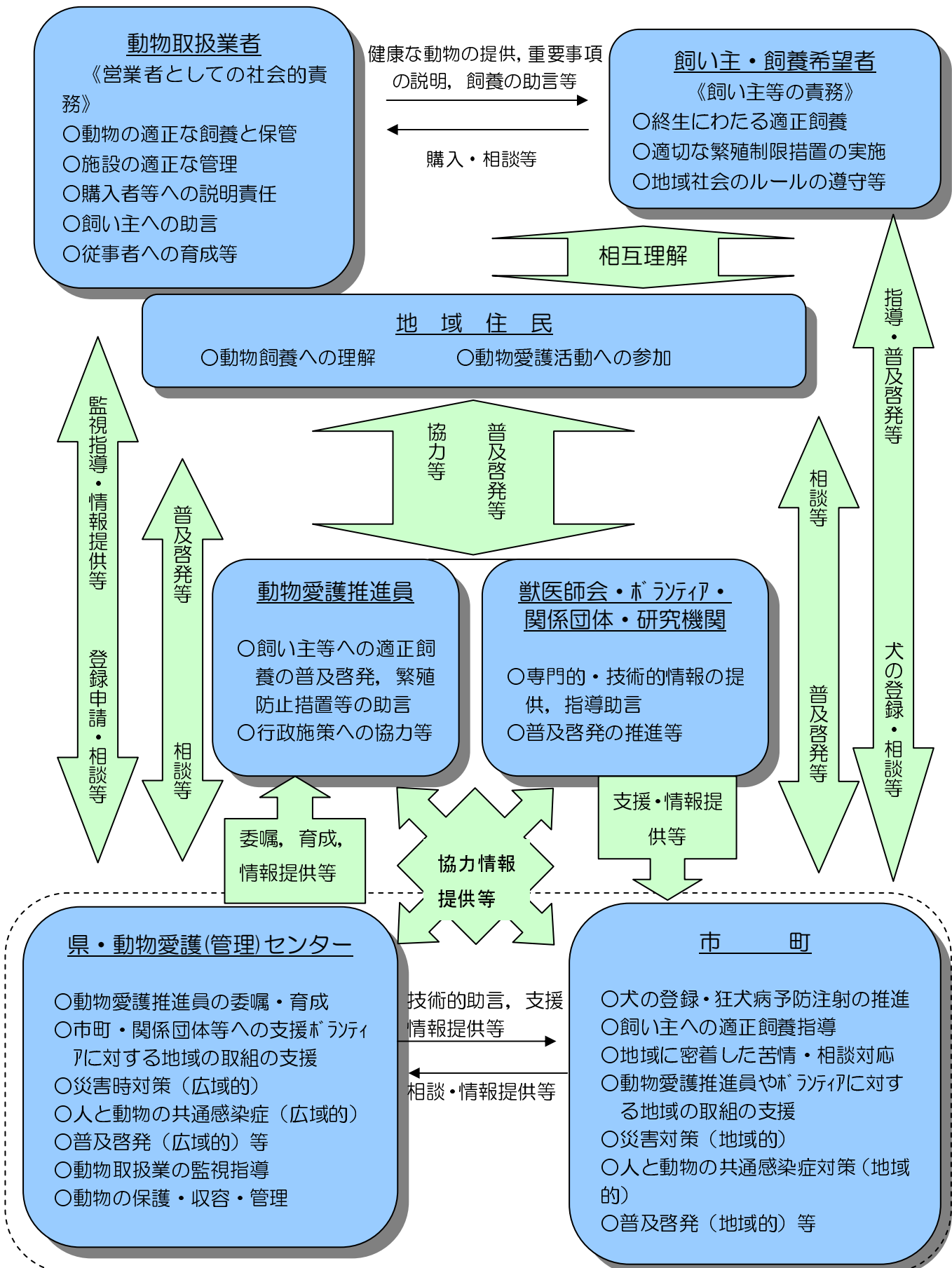


関係者に期待される役割



※ 広島市, 呉市, 福山市においては, 「動物愛護(管理)センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



※ 広島市, 呉市, 福山市においては, 「動物愛護(管理)センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

第3 現状・課題・目標

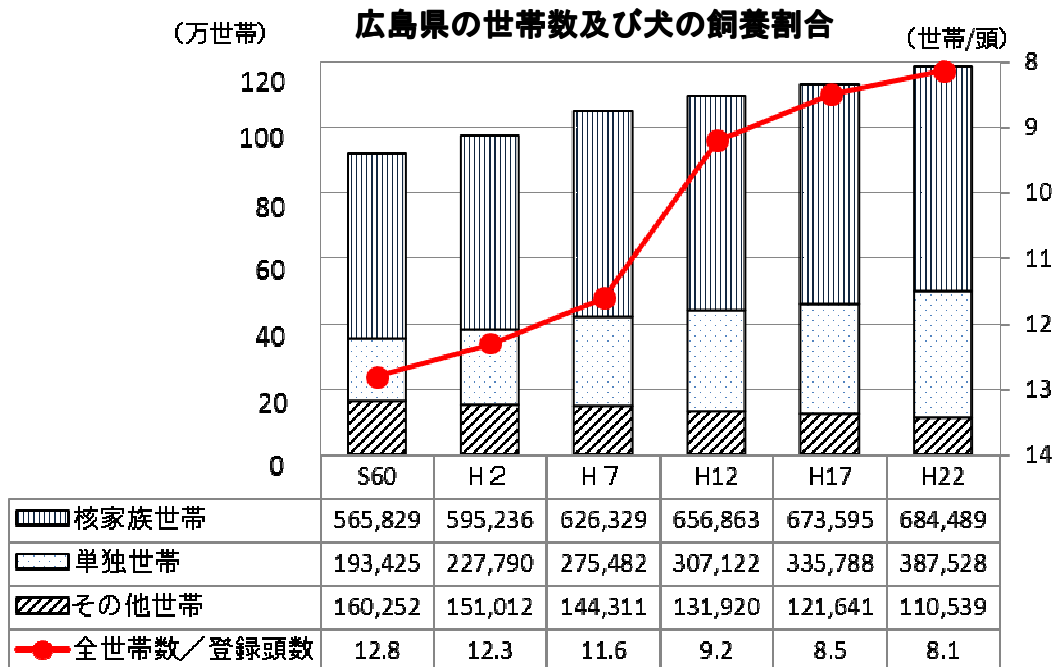
1 現状と課題

犬の飼養頭数の増加

- 全国、本県ともに、犬の登録頭数が増加しています。

なお、平成14年6月11日付け健感発第0611001号で通知の「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」によると飼い犬の転居先が不明になった登録原簿については、犬の寿命を考慮し、生後20年程度の保存期間を経た場合、再度転居先等の調査を行い、死亡届を提出するように指導されたいとあり、この通知に伴い、市町は、登録原簿を整理する必要があります。

- 本県の世帯数に対する犬の飼養割合は、昭和60年に12.8世帯数に1頭でしたが、平成22年には8.1世帯に1頭となり、約1.5倍となっています。

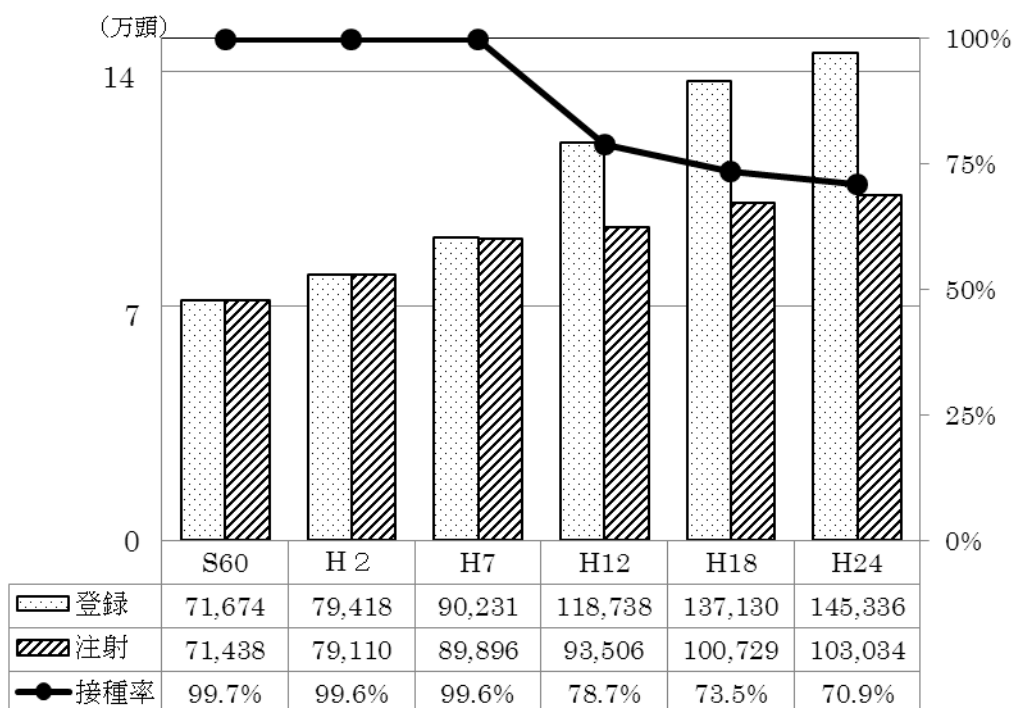


- 一般社団法人ペットフード協会の調査では、平成24年度の全国の犬の飼養頭数は、登録数約679万頭の1.7倍の約1,153万頭と推計されていることから、本県においても相当数の未登録の犬が飼養されていると考えられます。

犬の狂犬病予防注射接種率の低下

- 平成7年度には狂犬病予防注射接種率が全国、本県ともにほぼ100%でしたが、平成24年度には全国が72.4%、本県が70.9%まで低下しています。
- また、登録された犬以外に多数の未登録の犬が飼養されていると推定されることから、実際の接種率は更に低いものと考えられます。
- なお、犬の登録が、平成7年に生涯1回に変更されてから、予防注射の接種率が低下しています。

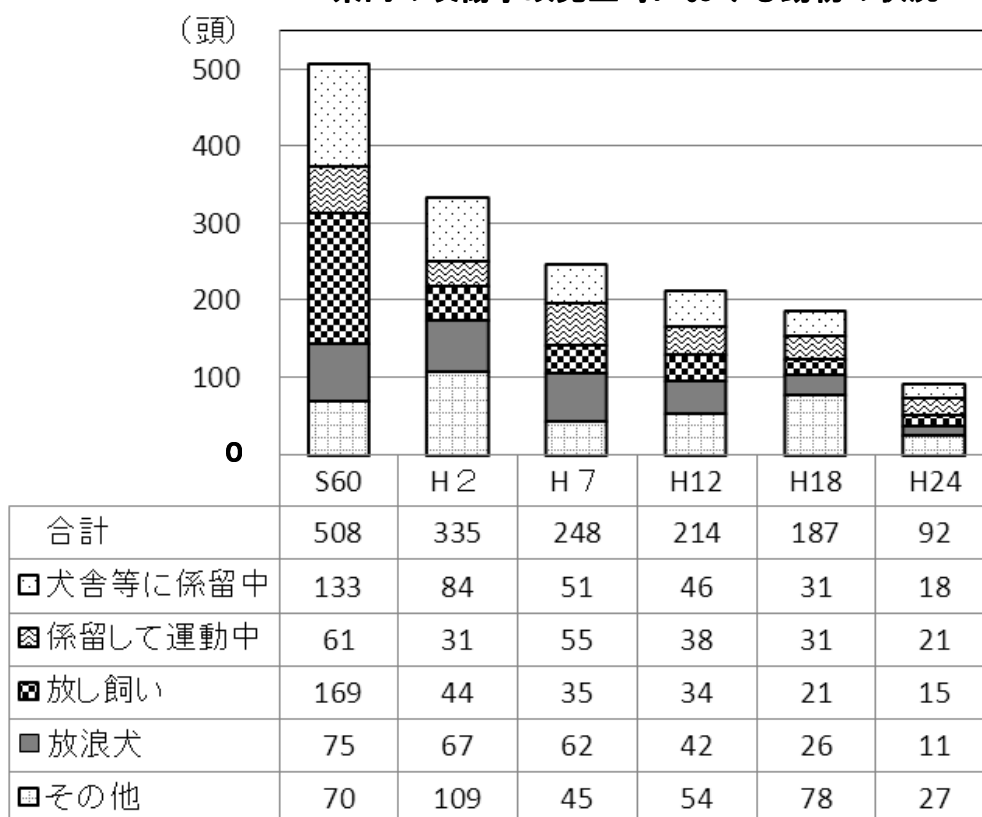
県内の犬の狂犬病予防注射等について



犬による咬傷事故の発生状況

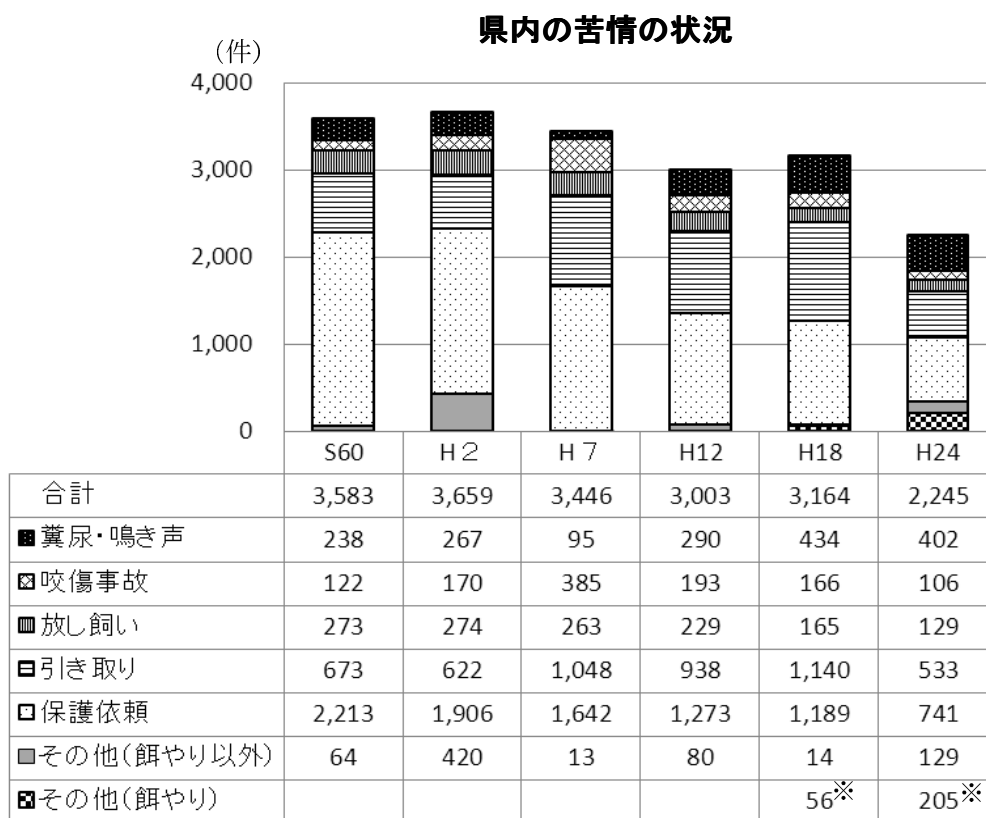
- 本県における動物関連の事故は、平成 24 年度には 92 件（平成 18 年度比 49.5%）の届出があり、全て犬による咬傷事故です。
- 事故の多くは犬舎等に係留中や、放し飼いで起きており、しつけの不徹底、他者に対する配慮の不足などが原因となっています。

県内の咬傷事故発生時における動物の状況



動物に関する苦情等

- 昭和 60 年度以降、苦情件数は徐々に減少しています。
平成 24 年度は 2,245 件（平成 18 年度比で 29%減少）と本計画策定時に設定した目標（平成 18 年度実績 3,164 件から 25%減少）を達成しています。
- 平成 18 年度以降、苦情件数は大きく減少していますが、中には「糞尿の放置や鳴き声による迷惑」のようにあまり減少していない苦情、また、「給餌による迷惑（グラフではその他に含まれます。）」のように増加（平成 24 年度の件数が 205 件と平成 18 年度の 56 件から約 3.6 倍）している苦情もあります。



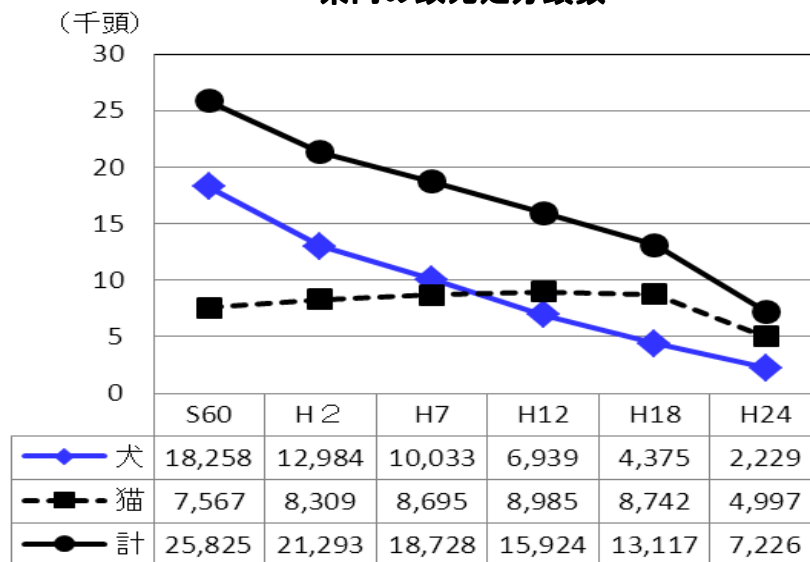
（※餌やりの調査については、H18から集計開始）

返還・譲渡・致死処分の状況

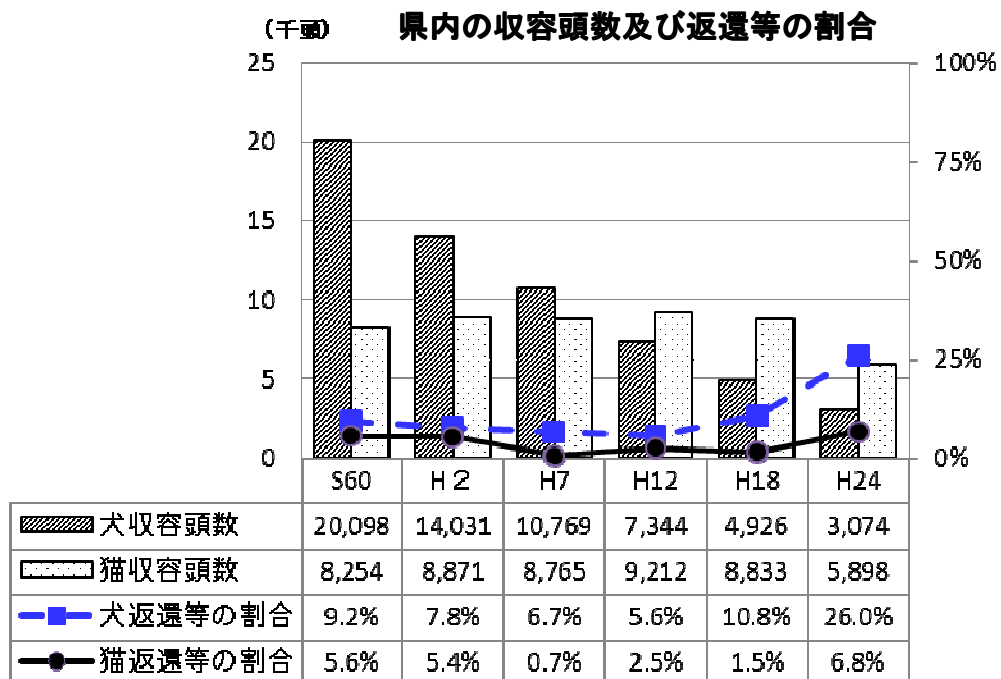
○ 昭和60年度以降、致死処分数は年々減少しています。

本計画策定以降も順調に減少し、平成24年度は7,175頭（平成18年度比54.7%）まで減少しています。

県内の致死処分頭数



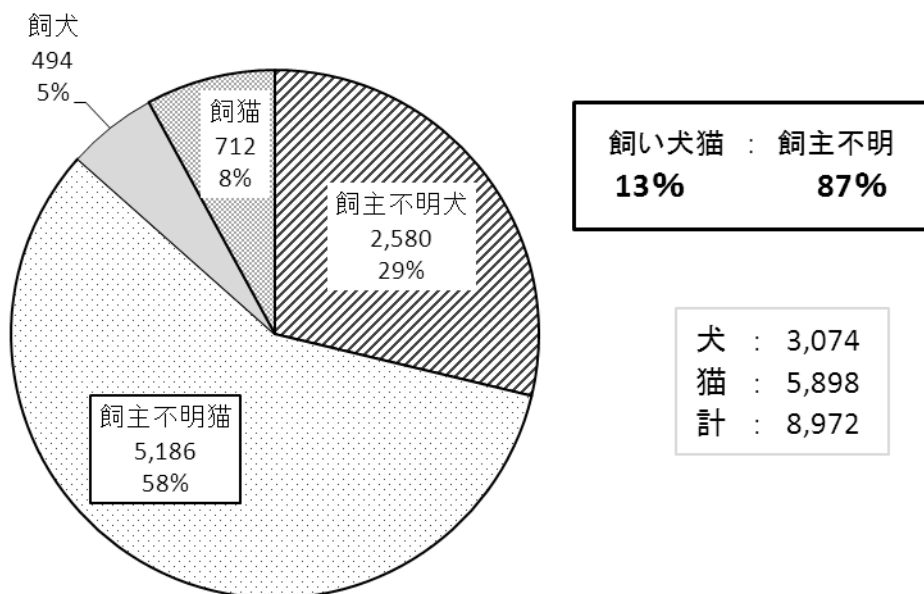
○ 収容された動物の返還・譲渡の割合は、非常に低い状況が続いていましたが、本計画策定以降、その割合が増加（平成24年度は犬が26.0%，猫が6.8%）しています。



野良犬・野良猫問題

- 平成 24 年度に県内の動物愛護（管理）センターに収容された犬猫 8,972 頭のうち、飼い主不明の犬猫が 8 割以上（犬 2,580 頭（29%），猫 5,186 頭（58%））を占めています。そのほとんどは野良犬・野良猫であり、野良犬・野良猫には飼い主がいないため、動物愛護（管理）センターに収容された場合、元の飼い主に返還されることはありません。また、人に馴れないものや産れて間もない乳飲み仔が多いため、新たな飼い主へ譲渡するのも難しいのが実情です。
- 犬猫の致死処分数をさらに減少させるためには、地域に生息している野良犬・野良猫を減少させ、動物愛護（管理）センターに収容される野良犬・野良猫の数を減らす必要があります。行政機関，獣医師会，関係団体，地域住民はこのことを共通の認識とし，一体となってこの問題に取り組む必要があります。
- 野良犬・野良猫が増える原因として「捨て犬」「捨て猫」「放し飼い」「不妊去勢手術の未実施」「無責任な餌やり行為」が挙げられます。また、「野良犬の保護」「無責任な餌やり行為への指導」など，野良犬・野良猫問題の解決には地域（市町，自治会等）の協力が不可欠です。

県内の収容頭数及び返還等の割合



(平成 24 年度 県内全体状況)

2 目標

- 様々な機会をとらえて動物愛護に関する教育活動や広報活動等に取り組むことによって、県民が生命を尊重する平和な社会の実現を目指します。
- 飼い主が責任を持って動物を適正に飼養することによって、動物に関わる近隣トラブルをなくし、動物が地域の一員として受け入れられていく社会の実現を目指します。
- 動物の致死処分数の減少を図ります。
平成 35 年度の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数から 75%減少させることを数値目標とします。
また、平成 29 年度の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数から 50%減少させることを中間目標とします。

【数値目標】

指 標	目標（35年度）	中間目標（29年度）	18年度実績
犬及び猫の致死処分数	75%減少	50%減少	13,117

第4 課題への具体的取組

施策-1 普及啓発

(1) 動物愛護週間行事の充実

○ どうぶつ愛護のつどい（フェスティバル）

動物愛護週間に県民参加型の行事を行い、動物愛護及び適正飼養について、市町、県獣医師会及び動物愛護団体等と協力し普及啓発に努めます。

○ 動物慰霊式

動物愛護（管理）センターで致死された犬及び猫の慰霊式を行うことにより、命の尊さについて考える場を設け飼養管理者に適正飼養及び終生飼養を促がします。

(2) 動物愛護教育の充実

○ 飼育講習会の開催

動物愛護センター等に収容された犬及び猫の中から、譲渡可能な動物を飼養希望者に終生飼養等を条件に無償で譲渡していますが、譲渡に際しては、飼育講習会を義務付け次のとおり開催しています。

今後とも、動物愛護思想の高揚と適正な飼養管理の普及啓発を図る目的で飼育講習会の内容の充実を図り、開催を促進します。

区 分	内 容
県	犬：毎週水曜日、第3日曜日（9月を除く） 猫：随時
広島市	第2、4木曜日（4、5月は第2、4月曜日）
呉市	随時
福山市	第2、4火曜日

○ ふれあい動物愛護教室の実施

動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長するものであることから、動物を慈しむ心を育ててもらうために保育所、幼稚園の園児及び小学校の児童を対象にふれあい動物愛護教室を行います（※動物ふれあい事業を実施するに当たっては、動物に与えるストレスの軽減に配慮します。）。

また、地域住民、各種団体等に対しても、動物の適正な飼養管理及び人への危害防止等について講習、指導等を行います。

○ 命を考える動物愛護教室の実施

小学校高学年以上を対象に、動物愛護（管理）センターに犬猫が収容される理由、致死処分の実態、適正飼養などについて考える「命を考える動物愛護教室」を開催します。また、「命を考える動物愛護教室」の内容を紹介する資料を作成し、市町教育委員会等へ提供していきます。

年 度	26	27	28	29	30以降
成長過程に応じた動物愛護教育	「命を考える動物愛護教室」の内容の検討及び開催				
	資料の作成	市町教育委員会等への提供			

○ 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施

学校で動物を飼養することは、子ども達の情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、県獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や人と動物の共通感染症に関する研修を実施していきます。

○ 犬のしつけ方教室の実施

犬のむだぼえやかみつき癖等、犬の飼養に関する問題を抱える飼い主からの相談や、これらを理由に犬の引取りを求められる事例が多いため、しつけの重要性及びその方法について講習会を実施します。

(3) 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充

- リーフレットの作成配布
- ポスター・看板の掲示
- 広報誌への掲載
- ホームページへの掲載
- ケーブルテレビ 等

市町，県獣医師会及び動物愛護団体等と協力し様々な啓発媒体を活用して，動物の愛護及び適正飼養の広報に努めます。特に所有者の責務である「終生飼養」「適切な繁殖制限措置の実施」について積極的に広報していきます。

年 度	26	27	28	29	30 以降
動物愛護及び適正飼養の広報の拡充	様々な啓発媒体を活用した広報の実施				
	→				
	← 新たな広報の検討 →				

○ 普及啓発活動の場の拡大

飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため，行政機関の窓口だけでなく，飼養に必要な器材や飼料などを販売する施設，動物取扱業，動物病院等の飼い主がよく利用する施設にポスター，パンフレットを置くなど，普及啓発を行う場を拡大していきます。

年 度	26	27	28	29	30 以降
普及啓発活動の場の拡大	パンフレット等の作成				
	→				
	← →		動物取扱業・動物病院等での配布		

施策-2 適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）

（1）犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫）

○ 安易な飼養防止の普及啓発

動物の安易な飼養を防ぐため、飼育講習会や動物取扱業者による販売時の説明の中で、病気になった場合や飼養にかかる経費、問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の世話の問題など、飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。

○ 終生飼養の徹底

犬及び猫の引取り数を削減するには、飼い主が責任をもって終生飼養していくことが必要であり、動物取扱業者や行政機関などが終生飼養についての啓発を推進します。

特に行政機関においては、動物愛護管理法の改正により終生飼養の原則に反すると認められる犬猫の引取りについて、拒否できる旨のただし書きが追加されたため、動物愛護（管理）センター窓口や定点においてこれを適正に運用し終生飼養の徹底を図ります。

○ 適切な繁殖制限措置の推進

所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、不妊去勢措置の必要性について周知を図ります。

○ 定時定点数の見直し

飼い主が安易に犬及び猫を手放すことを防止するため、これまでに実施してきた定時定点数や引取り回数の削減について、その効果や影響を検証したうえで、そのあり方についてさらなる検討をしていきます。

(3) 元の所有者等への返還

- 所有者明示の推進
 飼い主不明の犬及び猫が、円滑に元の所有者に返還できるようにするため、所有者情報を犬及び猫に取り付けるよう啓発します。
- 所有者情報（マイクロチップ等）の確認
 保護された飼い主不明の犬及び猫について、名札・鑑札・マイクロチップ等の有無の確認を徹底し、元の所有者等への返還に努めます。
- ホームページの迷子情報の充実
 動物愛護（管理）センターに収容された迷子の犬猫の写真、特徴などについてホームページに掲載し、迷子の犬猫の飼い主への返還に努めます。

(4) 収容された犬及び猫の譲渡の推進

- 譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大
 譲渡対象となる犬猫の基準や譲渡対象者の範囲などを見直しを行い、譲渡に取り組むボランティア団体等への譲渡を積極的に行います。
- ホームページの譲渡情報の充実
 個人への譲渡を推進するため、ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載します。また、県、広島市、呉市、福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図ります。
- 譲渡制度の周知
 譲渡制度の認知度を高めるため、様々な啓発媒体を活用して、譲渡制度の周知に努めます。

年 度	26	27	28	29	30以降
収容された犬及び猫の譲渡の推進	HPの見直し ←→	HP情報の充実、譲渡制度の周知 →			

(5) 動物の遺棄・虐待の防止

○ 掲示物の設置

動物の遺棄を未然に防止するため、捨て犬及び猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫していきます。

○ 調査・指導の徹底

動物愛護（管理）センターは、情報に基づき、調査・指導を実施し、動物の遺棄・虐待の防止を図ります。

○ 動物遺棄・虐待などの事件について協議

県内で、動物の遺棄・虐待などの大きな事件が発生した場合、協議会でその解決方法を協議します。

○ 虐待の具体事例の明記、罰則強化の周知徹底

虐待の具体事例が動物愛護管理法に明記されたこと及び愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ります。

(6) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進

市町と連携し、登録義務等の周知を行い、犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。

また、県獣医師会や動物取扱業者の団体等と連携して、動物病院で受診する際や動物の販売時の説明の際に、登録や狂犬病予防注射の必要性を啓発します。

施策-3 動物による危害・迷惑防止

(1) 地域のルール遵守の指導・啓発

○ 犬の適正飼養

公園等の公共の場所で問題になっている放し飼い（ノーリード）については、条例違反であることを周知徹底します。糞の放置等の問題について、例えば、広島市は、「広島市ぼい捨て等の防止に関する条例」で屋外の公共の場所での犬の糞の回収を義務付けているように、地域で飼い主の責務として守らなければならないルールの遵守についての啓発資料を作成し、市町や地域住民等との連携により、飼い主への指導を行っていきます。

○ 猫の適正飼養

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることによる周辺への迷惑やトラブルを防止するために、餌を与える人に責任の自覚を促すパンフレットや掲示物等を作成し、市町を通じて町内会・自治会等に配布するなどして、啓発を行います。

また、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全保持並びに周辺環境の保全の観点から、猫の所有者に対し屋内飼養に努めるよう啓発します。

(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底

犬の咬傷事故に伴う飼い主責任について認識の向上を図るため、重大事故の事例や、犬と飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、動物愛護推進員による助言やボランティア団体による譲渡活動などでの活用を図ります。

(3) 狂犬病対応マニュアルの活用

狂犬病の発生と蔓延防止のため、必要に応じて狂犬病対応マニュアルの見直しを進めていきます。

年 度	26	27	28	29	30以降
マニュアルの見直し 訓練等	マニュアル見直し 訓練等		見直し		見直し

(4) 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に社会的責任を果たすことが厳しく求められています。

については、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置と県などへの届出等を確実に実施するよう、周知を図っていきます。

(5) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底

特定動物飼養許可施設の監視を定期的に行い、動物の適正飼養等を指導し、飼養者に危害・迷惑防止の徹底に努めさせます。

(6) 人と動物の共通感染症の防止

人と動物の共通感染症防止に関する普及啓発資料を作成し、獣医師、関係機関と連携して、注意喚起に努めます。

施策-4 所有者明示（個体識別）措置の推進

（1）飼い主義務の周知徹底

動物の飼い主に対し、講習会等の機会を利用してマイクロチップの挿入等、所有者明示の有用性について普及啓発を図ります。

特に、犬の飼い主については、市町と連携して登録の実施と鑑札等の装着、飼い主義務の周知徹底を図るとともに、特定動物の飼養許可施設を対象に年1回以上の監視と適正飼養の普及啓発を行い、特定動物の個体識別措置及び管理の徹底を図ります。

（2）識別器具の整備

マイクロチップリーダー等、識別器具を行政機関へ整備し、所有者明示の有効性を高め、個体識別措置の推進を図ります。

施策-5 動物取扱業者の適正化

(1) 事業者評価に基づく重点的監視の実施

事業者に対する監視指導を効果的に行うとともに、事業者の主体的な取組を促進するため、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価結果の低い事業者に対して重点的な監視を実施していきます。

(2) 新たな業態の監視指導の実施

「競りあっせん」「譲受飼養」など新たに対象となった第一種動物取扱業、また、動物愛護管理法の改正により新たに届出対象となった「第二種動物取扱業」について、事業者からのヒアリングや立入調査により、業務の実態を把握し業態に合わせた適切な監視を実施していきます。

(3) 犬猫等販売業者の監視指導の徹底

犬猫等販売業者に対し、新たに規制された事項について、重点的に監視を実施していきます。

- 犬猫等健康安全計画の策定
- 獣医師との連携確保
- 終生飼養の確保
- 幼齢の犬猫に係る販売等の制限
- 帳簿の備付け及び定期報告 など

(4) 特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底

特定動物を販売する動物取扱業者に対し、購入者の許可の有無について確認するだけでなく、販売する特定動物の飼養保管方法や個体識別措置の実施について適切に説明するよう指導していきます。

(5) 飼い主の責務に関する説明の徹底

動物販売業者が購入者に対し、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

(6) 動物取扱責任者研修の充実

動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導するとともに、研修内容の充実を図っていきます。

施策-6 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物取扱施設への普及啓発

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するため、アンケート調査等により動物の飼養状況を把握していきます。

また、行政関係部局の連携により、犬の登録等の義務や実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則※」等の普及啓発を行っていきます。

※ 3R の原則

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減（Refinement）」「使用数の削減（Reduction）」「代替法の活用（Replacement）」をいう。

年 度	26	27	28	29	30以降
実験動物施設への普及啓発	調査内容の検討 ←	アンケート調査 ←		アンケート調査 ←	
			普及啓発の実施 →		

施策-7 産業動物の適正な取扱いの推進

畜産業者等への指導

産業動物の飼養及び保管に関する基準の通知等を関係機関に通知し、産業飼い主への周知を図ります。

施策-8 災害時対策

(1) 県及び市町の防災計画への参画

協議会において、本県における災害時の動物愛護対策について協議し、その内容を県の防災計画に盛り込み、市町の取組が促進されるよう、支援していきます。

(2) 災害時対策を適切に行うための体制の整備

所有者責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ります。

(3) 動物取扱業者の災害時対策の徹底

飼養保管している動物の災害発生時における保護と管理について、平常時から避難場所の確保やマニュアルの準備などに主体的に取り組むよう、動物取扱業者への指導を徹底します。

(4) 特定動物の災害時対策の徹底

災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づき、飼い主に対して飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する監視・指導を強化します。

(5) 災害時対策のネットワークの構築

災害時に動物愛護推進員、獣医師会、関係団体及びボランティア等と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進していきます。

施策-9 人材育成

(1) 行政担当者の知識・技術の習得の支援

市町の行政担当者に対して研修会を実施し、専門的な知識・技術の習得を支援します。

(2) 動物愛護推進員の育成

動物愛護推進員の委嘱を推進するとともに、動物愛護推進員が地域における動物愛護の中心的な役割を果たすため、動物の愛護や正しい飼い方について助言できるように研修を行います。

(3) 専門知識を持つ者の育成

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るため、将来動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生、講師を対象として、研修会を開催し、関係法令や人と動物の共通感染症等に関する情報を提供していきます。

また、学校等において、講義の際に使用する動物の適正な取扱いが確保されるよう、動物飼養の実態を調査し、結果に基づき、動物の愛護と適正飼養について指導していきます。

(4) 専門知識及び技能等を持つ人材の活用

適正飼養に関する専門知識及び技能等を保持する人材を官民でより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討します。

施策-10 調査研究の推進

(1) 調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

(2) 研究目録の作成

過去の調査研究のとりまとめを行い、今後の調査研究及び県や市町の施策に反映させていきます。

第5 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1) 動物愛護（管理）センターの対応能力の向上

動物取扱業の監視体制の充実を図ります。業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する所内研修などを実施し、動物愛護担当職員のスキルアップを行い、動物愛護（管理）センターの対応能力の向上に努めます。

(2) 調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

3 市町との連携推進

市町の担当者会議において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の共通感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行って、担当者の業務への取組を支援します。

4 関係団体との連携推進

獣医師会及び動物愛護団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

5 達成状況の点検と計画の見直し

本計画の達成状況は、毎年協議会において点検を行います。

また、県は、協議会の定期的な点検と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。

参 考 资 料

具体的取組一覧

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
普及啓発	動物愛護週間行事の 充実	どうぶつ愛護のつど い(フェスティバル)	地域住民 飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	行事への参加 行事への参加 参加 主催、共催 行事への参加 参加 主催、共催 主催
		動物慰霊式	地域住民 飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 研究機関 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市 関係業者	行事への参加 参加 参加 参加 参加 主催 参加 主催、参加 主催、参加
	動物愛護教育の充実	飼育講習会の開催	地域住民 飼い主 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 主催、共催 主催、共催 場所の提供等協力 主催
		ふれあい動物愛護教 室の実施	地域住民 飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 協力 協賛 協力 協力 主催
		命を考える動物愛護 教室の実施	地域住民 飼い主 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 協力、主催 協力 主催
	学校飼養動物の適正 飼養等に関する研修 の実施	地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市 関係機関	参加 主催 協力、主催 協力 主催 主催(教育委員会、実施の小学校、 幼稚園)	

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
普及啓発	動物愛護教育の充実 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	犬のしつけ方教室の実施	地域住民 飼い主 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 主催, 協力 主催, 協力 協力 主催
		リーフレット, ポスター・看板, 広報紙, ホームページ, ケーブルテレビなどの活用	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	広報の実施 広報の実施 広報の実施 広報の実施
		普及啓発活動の場の拡大	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 協力 協力 主催
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	犬及び猫の引取り数の削減(飼い犬・飼い猫)	安易な飼養防止の普及啓発	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
		終生飼養の徹底	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	終生飼養の徹底 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
		適切な繁殖制限措置の推進	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	不妊去勢手術の実施 啓発 啓発 啓発 啓発, 不妊去勢助成金制度の検討 啓発, 不妊去勢助成金制度の検討
		定時定点数の見直し	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 主催
犬及び猫の引取り数の削減(野良犬・野良猫)	野良犬・野良猫対策の周知	飼い主 地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	捨て犬・捨て猫の禁止, 飼い犬の係留義務の遵守, 猫の屋内飼養, 不妊去勢手術の実施 無責任な餌やり行為の禁止 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発	

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組	
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	犬及び猫の引取り数の削減(野良犬・野良猫)	地域における野良犬(野良猫)対策協議会の設立	飼い主 地域住民 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協議会の設立 協力 協力 協議会の設立 協議会の設立、協力	
		引取る犬猫に関する情報の収集	地域住民 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 実施、協力 実施	
		地域猫活動の推進	飼い主 地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 地域猫活動の実施 活動の推進 活動の推進 活動の推進 活動の推進	
	元の所有者等への返還	所有者明示の推進	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	名札、犬鑑札、マイクロチップの装着 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発	
			所有者情報(マイクロチップ等)の確認	(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 実施
			ホームページの迷子情報の充実	飼い主 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	HPの確認 啓発 啓発 啓発 連携、啓発 HPの迷子情報の充実
		収容された犬及び猫の譲渡の推進	譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	連携 連携 連携 協力 主催
	ホームページの譲渡情報の充実		地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	HPの確認 啓発 啓発 啓発 連携、協力 HPの譲渡情報の充実	

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	収容された犬及び猫の譲渡の推進	譲渡制度の周知	(社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	啓発 啓発 啓発 連携, 協力 主催
		動物の遺棄・虐待の防止	掲示物の設置	地域住民 市町
	動物の遺棄・虐待などの事件について協議	調査・指導の徹底	飼い主 動物取扱業者 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	適正飼養の徹底 啓発, 協力 啓発 調査・指導の実施及び啓発
		動物遺棄・虐待などの事件について協議	(社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	情報交換及び協議 情報交換及び協議 情報交換及び協議 情報交換及び協議
		虐待の具体事例の明記, 罰則強化の周知徹底	動物取扱業者 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
	犬の登録・注射の促進	犬の登録・注射の促進	飼い主 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	狂犬病予防法の遵守 注射実施協力, 啓発協力 啓発 啓発 主催, 実頭数の把握 主催, 実頭数の把握
動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発	犬の適正飼養	飼い主 地域住民 動物取扱業者 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	適正飼養の徹底 協力 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発, 指導 啓発, 指導
		猫の適正飼養	飼い主 地域住民 動物取扱業者 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	適正飼養の徹底 協力 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発, 指導 啓発, 指導

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
動物による危害・迷惑防止	犬による咬傷事故の未然防止の徹底	テキストの活用	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	学習・実行 啓発 啓発 啓発 作成・啓発
	狂犬病対応マニュアルの活用	狂犬病対応マニュアルの見直し・訓練	(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 実施
	特定動物の飼い主の社会的責任の遵守	特定動物の飼い主責任の周知徹底	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	学習, 実行 啓発, 協力 啓発, 協力 啓発, 協力 監視指導の実施
	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	特定動物飼養許可施設の定期的監視の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 監視指導の実施
	人と動物の共通感染症の防止	普及啓発資料の作成	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 研究機関 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	配布等協力 作成・配布 協力 配布等協力 作成・配布
所有者明示(固体識別措置)の推進	飼い主義務の周知徹底	所有者明示の必要性についての意識啓発	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	名札, 犬鑑札, マイクロチップの装着 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
	識別器具の整備	マイクロチップリーダーの配備	(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 配備
動物取扱業の適正化	事業者評価に基づく重点的監視の実施	事業者評価に基づく重点的監視の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 評価台帳の作成・監視の実施
	新たな業態の監視指導の実施	新たな業態の監視指導の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 監視指導の実施
	犬猫販売業者の監視指導の徹底	犬猫等健康安全計画 獣医師との連携確保 終生飼養の確保 幼齢犬猫の販売制限 帳簿の備付け 定期報告などの確認	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 監視指導の実施

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
動物取扱業の適 正化	特定動物を販売する 動物取扱業者への指 導の徹底	特定動物購入者に対し 飼養保管方法や個 体識別措置の実施に ついて説明するよう 指導	動物取扱業者 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	特定動物購入者への説明の徹底 協力 特定動物販売業者の指導
	飼い主の責務に関す る説明の徹底	飼い主の責務に関す る説明の徹底	動物取扱業者 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	動物購入者への説明の徹底 協力 動物取扱業者の指導
	動物取扱責任者研修 の充実	動物取扱責任者研修 内容の充実	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	受講 協力 協力 主催
実験動物の適正 な取扱いの推進	実験動物施設への普 及啓発	実験動物施設へのア ンケート調査等によ る飼養状況等を把握	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 施設の把握、アンケート調査の実 施、啓発
		「3Rの原則」及び実 験動物の飼養保管等 の基準の普及啓発	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 啓発
産業動物の適正 な取扱いの推進	畜産業者等への指導	国から配布された資 料の配布	(社)広島県獣医師会 県・広島市・呉市・福山市	協力 啓発
災害時対策	県及び市町の防災計 画への参画	防災計画に動物愛護 に関する内容を追加	(社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 実施 実施
	災害時対策を適切に 行うための体制の整 備	地域の実情や災害の 種類に応じた対策を 適切に行うことがで きる体制の整備	(社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 体制の整備 体制の整備
	動物取扱業者の災害 時対策の徹底	動物取扱業者への災 害時対応マニュアル 作成等の取り組み指 導	動物取扱業者 県・広島市・呉市・福山市	マニュアル作成 マニュアル案の作成等の助言
	特定動物の災害時対 策の徹底	特定動物の逸走時の 対応マニュアルに基 づいた監視・指導	飼い主 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 マニュアル作成・監視指導
	災害時対策のネット ワークの構築	動物愛護団体等との ネットワークの構築	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	ネットワークに参加 ネットワークに参加 ネットワークに参加 ネットワークに参加 ネットワークの構築

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
人材育成	行政担当者の知識・技術の習得の支援	行政担当者の知識・技術の習得の支援	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	研修会へ参加 研修会の開催
	動物愛護推進員の育成	動物愛護推進員の委嘱	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 ペット関連業界団体 県・広島市・呉市・福山市	動物愛護推進員の推薦 動物愛護推進員の推薦 動物愛護推進員の推薦 動物愛護推進員の推薦・委嘱
		研修の実施	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 研修の開催
	専門知識を持つ者の育成	専門学校等の学生・講師を対象とした研修会の実施	県・広島市・呉市・福山市	研修会等の実施
		学校等における動物の適正飼養指導	(社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	主催 協力 主催
専門知識及び技能等を持つ人材の活用	人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 協力 協力の検討	
調査研究の推進	調査研究の実施	人と動物の共通感染症に関する調査・研究	(社)広島県獣医師会 研究機関 県・広島市・呉市・福山市	獣医学会主催 調査研究の実施 調査研究の実施
	研究目録の作成	過去の調査研究の取りまとめ	(社)広島県獣医師会 研究機関	調査研究の取りまとめ（学術振興事業） 過去の調査研究の取りまとめ



平成 26 (2014) 年 3 月
広島県動物愛護管理推進計画
平成 26 (2014) 年度 ⇒ 平成 35 (2023) 年度

広島県